

○姫路市社会福祉事業施設条例施行規則

昭和56年4月1日

規則第23号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 児童発達支援センター（第5条・第6条）
- 第3章 削除
- 第4章 養護老人ホーム（第10条—第12条の3）
- 第5章 削除
- 第6章 児童厚生施設（第19条—第21条）
- 第7章 老人福祉センター（第22条—第27条）
- 第8章 障害者体育館（第28条—第33条の4）
- 第9章 障害者一時保護施設（第34条—第38条）
- 第10章 地域活動支援センター（第39条—第41条の4）
- 第11章 障害福祉サービス施設（第42条—第45条の4）
- 第12章 削除
- 第12章の2 指定管理者制度（第49条の2—第49条の4）
- 第13章 雑則（第50条—第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、姫路市社会福祉事業施設条例（昭和51年姫路市条例第55号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 削除

第3条及び第4条 削除

第2章 児童発達支援センター

（通所の申込み等）

第5条 条例別表第4児童発達支援センターの項に該当する児童で、姫路市立こども発達支援センター（以下「こども発達支援センター」という。）に通所しようとするものの保護者は、市長に対し通所の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、通所の可否を決定し、その旨を当該申込者に

通知するものとする。

3 市長は、こども発達支援センターの通所の決定をしたときは、障害児施設サービス利用契約書により当該申込者と施設の通所について契約を締結するものとする。

4 市長は、条例別表第4 児童発達支援センターの項に規定する相談支援を受ける者と相談支援サービス利用契約書により契約を締結するものとする。

(退所の手続)

第6条 前条第2 項の規定によりこども発達支援センターの通所の決定を受けた者（以下この条において「通所者」という。）は、やむを得ない事由によりこども発達支援センターを退所しようとするときは、退所届を市長に提出しなければならない。

2 通所者は、条例別表第5 姫路市立こども発達支援センターの項に掲げる事由に該当したときは、こども発達支援センターを退所しなければならない。この場合において、当該者は、退所届を市長に提出しなければならない。

第3章 削除

第7条から第9条まで 削除

第4章 養護老人ホーム

第10条及び第11条 削除

(入所手続)

第12条 条例別表第4 養護老人ホームの項第2号に該当する者で、姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）に入所しようとするものは、老人ホーム入所申請書を福祉事務所に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請を受けたときは、措置に関する事務を行い、姫路市老人福祉法施行細則（平成5 年姫路市規則第60 号）の規定に従い養護老人ホームの入所の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

3 市長は、老人福祉法（昭和38 年法律第133 号）第11条第1 項第1号の規定に基づき、他の地方公共団体の長から養護老人ホームへの入所の委託を受けるときは、入所依頼書を提出させ、当該委託に係る者の入所の可否を決定し、その旨を当該地方公共団体の長に通知する。

4 福祉事務所長は、前項の規定により入所の決定をしたときは老人ホーム入所通知書により養護老人ホームの長に対して当該決定に係る者を入所すべき旨を通知する。

(費用の納付)

第12条の2 養護老人ホームの入所者及びその主たる扶養義務者は、姫路市老人福祉法

施行細則の定めるところにより、入所の費用を納付しなければならない。

（費用の還付）

第12条の3 前条の規定による既納の費用は還付しない。ただし、市長が相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第5章 削除

第13条から第18条まで 削除

第6章 児童厚生施設

第19条 削除

（使用の手続）

第20条 条例別表第1児童厚生施設の項に掲げる児童センター及び児童館を使用しようとする者は、入館カードに必要な事項を記入しなければならない。

第21条 削除

第7章 老人福祉センター

第22条 削除

（使用申請）

第23条 姫路市立楽寿園（以下「楽寿園」という。）の使用許可を受けようとする者は、楽寿園使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、個人でしようとするとき（65歳未満の者を除く。）は、老人福祉手帳又は高齢者福祉優待カードを提示することによって、申請書の提出に代える。

2 前項の申請書は、使用前までに提出するものとし（個人で使用する場合を除く。）、使用開始前30日以上の使用許可申請は受けつけない。

3 市長は、許可に際して必要な条件を附することができる。

（使用許可書の交付）

第24条 市長は、楽寿園の使用を許可したときは、楽寿園使用許可書を交付する。ただし、個人でしようとする者については、楽寿園使用券の交付により許可があったとみなす。

2 前項の規定に基づき使用許可を受けた者（以下この章において「使用者」という。）は、使用の際、許可書を携帯し、係員の要求があったときは直ちに提示しなければならない。

第25条 削除

（特別の設備）

第26条 使用者は、楽寿園に特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 使用者は、前項に規定する設備をしたとき、使用許可期限満了とともに係員の指示に従いこれを撤去して原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。
- （整理人の配置）

第27条 団体の使用者は、館内外の秩序を保つため必要な整理人を置かなければならない。

第8章 障害者体育館

第28条 削除

（使用申請）

第29条 姫路市立障害者体育館（以下「障害者体育館」という。）を使用しようとする者は、障害者体育館使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、使用開始前3日までに提出しなければならない。ただし、使用期日の属する月前2月までに提出される場合においては、これを受理しない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者が使用する場合には、前項ただし書の規定にかかわらず、使用期日の属する3月前から受理することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（1）条例別表第4障害者体育館の項に掲げる者

（2）社会福祉に関する団体

（3）市長が特に必要と認めた者

（使用申請の特例）

第29条の2 障害者体育館を使用しようとする者は、前条の使用申請を行うに当たり、姫路市公共施設予約システムによる予約を行うことができる。

- 2 市民である障害者が前項の規定により障害者体育館を使用しようとするときは、前項のシステムにおいて予約が完了したことをもって、前条第1項の申請書の提出があったものとみなす。

- 3 第1項のシステムの利用方法等については、別に定めるところによる。

（使用許可）

第30条 市長は、障害者体育館の使用を許可したときは、障害者体育館使用許可書を交付するものとする。

（使用許可の取消し、変更）

第31条 使用者が使用を取り消し、又は使用日時の変更をしようとするときは、障害者体育館使用／取消／変更／届出書を市長に提出しなければならない。

（使用許可書の提示）

第32条 使用者は、障害者体育館の使用の際に、当該許可書を係員に提示しなければならない。

（備品使用料）

第33条 条例第6条第2項の規定により市長が規則で定める備品の使用料（以下「備品使用料」という。）の額は、別表のとおりとする。

（備品使用料の納付）

第33条の2 備品使用料は、備品の使用許可を受ける際に納付しなければならない。

（備品使用料の不徴収及び減免）

第33条の3 市長は、前条の使用許可を受ける者が市民である障害者であるときは、備品使用料を徴収しない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、備品使用料を減額し、又は免除することができる。

（備品等の取扱い）

第33条の4 使用者は、障害者体育館の使用が終了したときは、直ちに備品等を所定の位置に戻し、係員の点検を受けなければならない。

第9章 障害者一時保護施設

第34条 削除

（入所申請）

第35条 姫路市立障害者やすらぎルーム（以下「やすらぎルーム」という。）に入所を希望する者は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を市長に提出し、登録しなければならない。

(1) 障害者一時保護施設事前登録書

(2) 誓約書

2 前項の登録を受けた者がやすらぎルームに入所しようとするときは、その保護者は障害者一時保護施設入所許可申請書を市長に提出しなければならない。

（入所許可）

第36条 市長は、前条第2項の入所を許可したときは、障害者一時保護施設入所許可書を交付するものとする。

第37条 削除

(入所許可の取消し、変更)

第38条 やすらぎルームの入所許可を受けた者が、その使用を取り消し、又は使用日時の変更をしようとするときは、障害者一時保護施設入所／取消／変更／届出書を市長に提出しなければならない。

第10章 地域活動支援センター

第39条及び第40条 削除

(利用の申込み等)

第41条 姫路市立在宅障害者デイ・サービスルーム（以下「デイ・サービスルーム」という。）を利用しようとする者は、市長に対し利用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、利用の可否を決定し、その旨を当該申込者に通知するものとする。

3 市長は、デイ・サービスルームの利用の決定をしたときは、地域活動支援センター利用契約書により当該申込者とデイ・サービスルームの利用について契約を締結するものとする。

第41条の2及び第41条の3 削除

(利用の中止の届出)

第41条の4 第41条第2項の規定によりデイ・サービスルームの利用の決定を受けた者（以下「デイ・サービスルーム利用者」という。）は、やむを得ない事由によりデイ・サービスルームを利用しなくなったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 デイ・サービスルーム利用者は、条例別表第5 姫路市立在宅障害者デイ・サービスルームの項に掲げる事由に該当したときは、デイ・サービスルームの利用を中止しなければならない。この場合において、当該者は、その旨を市長に届け出なければならない。

第11章 障害福祉サービス施設

第42条から第44条まで 削除

(利用の申込み等)

第45条 条例別表第4 障害福祉サービス施設の項に掲げる者で、条例別表第1 障害福祉サービス施設の項名称の欄に掲げるいずれかの施設（以下「障害福祉サービス施設」という。）を利用しようとするものは、市長に対し利用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、利用の可否を決定し、その旨を当該申込者に通知するものとする。

3 市長は、障害福祉サービス施設の利用の決定をしたときは、障害福祉サービス事業利用契約書により、当該申込者と障害福祉サービス施設の利用について契約を締結するものとする。

第45条の2及び第45条の3 削除

(利用の中止の届出)

第45条の4 第45条第2項の規定により障害福祉サービス施設の利用の決定を受けた者(以下「障害福祉サービス施設利用者」という。)は、やむを得ない事由により障害福祉サービス施設を利用しなくなったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 障害福祉サービス施設利用者は、条例第5条の2第1号に該当したときは、障害福祉サービス施設の利用を中止しなければならない。この場合において、当該障害福祉サービス施設利用者は、その旨を市長に届け出なければならない。

第12章 削除

第46条から第49条まで 削除

第12章の2 指定管理者制度

(指定管理者の申請)

第49条の2 条例第11条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わなければならない。

2 条例第11条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 管理業務の計画書

(2) 管理に係る収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(4) 当該団体の経営状況を説明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者との協定の締結)

第49条の3 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

(1) 指定管理者が行う管理業務の範囲

(2) 指定管理者が行う管理業務の実施に関する事項

(3) 管理に要する費用に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関し必要な事項

(事業報告書)

第49条の4 条例第15条の規定による事業報告書は、毎年度終了後45日以内に次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 施設の利用状況

(3) 管理経費等の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

第13章 雑則

(防火措置)

第50条 各施設の長は、絶えず火災予防に努めるとともに防火措置として、次の事項を実施しなければならない。

(1) 関係機関との連絡による定期的な屋内配線等の点検

(2) 暖房設備その他常時火気を使用する箇所についての点検

(3) 非常警報装置、消火器、非常口等の消防、避難設備の点検整備

(4) その他防火対策上必要と認められる事項

(避難訓練及び災害対策)

第51条 各施設の長は、所轄消防機関と連絡の上、毎年定期的に避難、救出及び消火に対する訓練を実施するとともに、急迫の事態に備えて、その役割、編成等についてあらかじめ対策を定めておかななければならない。

第52条 削除

(補則)

第53条 この規則の規定に基づく入所申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、児童厚生施設に係る規定は、市長が告示で定める日から施行する。

(昭和56年7月9日告示第104号で昭和56年7月11日から施行)

2 次の各号に掲げる規則(以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(1) 姫路市社会福祉事業施設条例施行規則(昭和54年姫路市規則第10号)

- (2) 姫路市立養護老人ホーム条例施行規則（昭和３９年姫路市規則第１５号）
- (3) 姫路市立老人福祉センター条例施行規則（昭和３９年姫路市規則第２４号）
- (4) 姫路市立し体不自由児通園施設条例施行規則（昭和４０年姫路市規則第２１号）
- (5) 姫路市立つくし児童園条例施行規則（昭和３７年姫路市規則第５２号）

3 この規則施行の際、現に旧規則の規定により施設へ入所又は通園の措置を受けている者は、この規則による改正後の相当施設に入所又は通園の措置を受けた者とみなす。

附 則（昭和５６年９月２６日規則第４２号）

この規則は、昭和５６年１０月１日から施行する。

附 則（昭和５７年３月２９日規則第１３号）

この規則は、昭和５７年４月１日から施行する。ただし、老人福祉センターに係る改正規定は、市長が告示で定める日から施行する。

（昭和５７年告示第７１号で昭和５７年７月５日から施行）

附 則（昭和５８年３月２５日規則第８号）

この規則は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則（昭和５９年２月２８日規則第６号）

この規則は、昭和５９年４月１日から施行する。

附 則（昭和６０年３月３０日規則第２２号）

1 この規則は、昭和６０年４月１日から施行する。

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の姫路市社会福祉事業施設条例施行規則の規定により施設へ入所の措置を受けている者は、この規則による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例施行規則に規定する施設に入所の措置を受けた者とみなす。

附 則（昭和６１年３月２６日規則第１２号）

この規則は、昭和６１年４月１日から施行する。

附 則（昭和６１年３月３１日規則第２６号）

この規則は、昭和６１年４月１日から施行する。

附 則（昭和６２年６月２４日規則第３７号）

この規則は、昭和６２年６月２４日から施行する。

附 則（昭和６２年１０月１４日規則第５６号）

この規則は、市長が告示で定める日から施行する。

（昭和６２年１２月１１日告示第１９３号で昭和６３年１月１日から施行）

附 則（昭和６２年１２月１６日規則第６２号）

この規則は、昭和63年1月1日から施行する。ただし、別表第1の白鳥園の供用時間の改正規則については、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月30日規則第7号）

この規則は、市長が告示で定める日から施行する。

（昭和63年3月31日告示第57号で昭和63年4月1日から施行）

附 則（昭和63年3月30日規則第20号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日規則第14号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、目次中第10章に係る改正規定、第39条から第41条までの改正規定及び別表の改正規定中デイ・サービスルームに係る部分は、市長が告示で定める日から施行する。

附 則（平成2年8月10日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年4月1日規則第15号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月14日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月20日規則第37号）

この規則は、平成5年5月2日から施行する。

附 則（平成5年11月29日規則第60号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年10月17日規則第41号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例施行規則第48条及び第49条の規定は、この規則の施行の日から、第46条、第47条及び別表第1の規定は、平成7年1月4日から適用する。

附 則（平成7年9月29日規則第39号）

この規則は、平成8年1月5日から施行する。

附 則（平成8年3月26日規則第25号）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 〔略〕

附 則（平成10年3月12日規則第15号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月24日規則第57号）

この規則は、平成11年1月4日から施行する。

附 則（平成11年3月30日規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第17号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月10日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定中第12章に係る部分、第12章の改正規定及び別表第1の改正規定は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日規則第24号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月9日規則第53号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第32号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の姫路市社会福祉事業施設条例施行規則第24条に規定する老人福祉センター使用許可書は、この規則による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例施行規則第24条に規定する楽寿園使用許可書とみなす。

附 則（平成15年4月1日規則第28号）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の姫路市社会福祉事業施設条例施行規則第15条の規定により施設へ入所の決定を受けている者は、この規則による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例施行規則第15条の規定により施設の入所の決定を受けた者とみなす。

3 この規則による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例施行規則第3条、第16条の2、第41条の3及び別表第2の規定は平成15年4月1日以後の社会福祉事業施設の利用

について適用し、同日前の社会福祉事業施設の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成１６年３月２９日規則第１６号）

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年７月１日規則第４２号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１２章の次に１章を加える改正規定（第４９条の４に係る部分に限る。）及び第５２条の改正規定は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月２７日規則第４７号）

この規則は、平成１８年３月２７日から施行する。

附 則（平成１８年９月１４日規則第１０８号）

この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月２６日規則第１１号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月２９日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年１２月２７日規則第６０号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年６月２７日規則第５０号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月２７日規則第１８号）

- １ この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
- ２ 姫路市立広畑障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成１５年姫路市規則第５５号）は、廃止する。
- ３ この規則の施行の日前にこの規則による改正前の姫路市社会福祉事業施設条例施行規則第５条の規定によりなされたつくし児童園及び白鳥園に係る決定は、この規則による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例施行規則の相当規定によりなされた決定とみなす。
- ４ この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の姫路市立広畑障害者デイサービスセンター条例施行規則第２条の規定によりなされた決定は、この規則による改正後の姫路市社会福祉事業施設条例施行規則の相当規定によりなされた決定とみなす。

附 則（平成２５年３月２７日規則第１５号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 19 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日規則第 24 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 24 号）

この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の第 5 条の規定によりなされたつくし児童園及び白鳥園に係る通所の決定であって、当該通所の決定が施行日以後の通所に係るものについては、この規則による改正後の第 5 条の規定によりなされたこども発達支援センターに係る通所の決定とみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 5 日規則第 1 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 33 条関係）

備品使用料

備品	単位	使用料（1 回）
バスケットボール器具	1 組	520 円
バレーボール器具	1 組	520 円
テニス器具	1 組	520 円
バドミントン器具	1 組	210 円
卓球台（防球ネット付き）	1 台	150 円
ポッチャ用ボールセット	1 組	100 円
マルチリングターゲット	1 組	100 円